

平成28年度高齢者虐待の対応状況等について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、平成28年度の県内の高齢者虐待の状況を取りまとめましたので公表します。

I 養介護施設従事者等による高齢者虐待

相談・通報件数は10件あり、そのうち虐待の事実が認められた事例は4件あった。

H27年度と比較すると相談・通報件数は7件減少、虐待の事実が認められた事例件数は2件減少している。

虐待の事実が認められた事例

		事例1	事例2
養介護施設・事業所の種類		介護老人保健施設	通所介護サービス
虐待を行った職員の職種		看護職、看護職	介護福祉士
虐待の類型		身体的・心理的虐待・介護放棄 /介護放棄	身体的・心理的虐待
被虐待高齢者の状況	性別	女性2名	女性1名
	年齢区分	65歳未満、85～89歳	90歳～94歳
	要介護状態区分	要介護2、要介護4	要介護1
虐待事例への対応状況	市町等による指導	・報告徴収・質問 ・施設等に対する文書指導 ・改善計画の提出依頼	・報告徴収・質問
	当該施設等における措置	・担当替え ・行政指導への対応	・再発防止策の報告

		事例3	事例4
養介護施設・事業所の種類		小規模多機能型居宅介護	特別養護老人ホーム
虐待を行った職員の職種		介護職員	介護職員
虐待の類型		身体的虐待	心理的虐待
被虐待高齢者の状況	性別	女性1名	男性1名
	年齢区分	80～84歳	95歳～99歳
	要介護状態区分	要介護3	要介護3
虐待事例への対応状況	市町等による指導	・報告徴収・質問・立入検査 ・施設等への指導 ・改善計画提出依頼 ・改善勧告	・報告徴収・質問 ・施設に対する文書指導 ・改善計画提出依頼
	当該施設等における措置	・改善計画の提出 ・勧告等に対する対応	・担当替え

Ⅱ 養護者による高齢者虐待

H27年度より相談・通報件数は38件増加、虐待を受けた又は受けたと判断したケースは17件増加している。各市町では被虐待高齢者と虐待者を分離するほか、介護保険サービスの利用につなげるなど被虐待者、虐待者双方の支援を行っている。

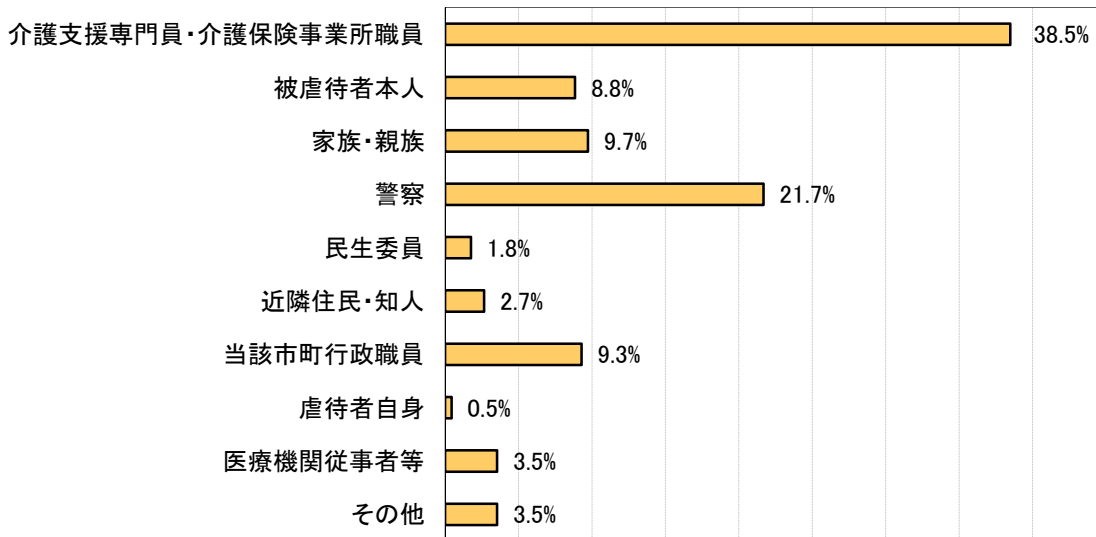
1 相談・通報件数 217件

虐待を受けた又は受けたと判断したケース 163件(166人)

2 高齢者虐待に関する概要

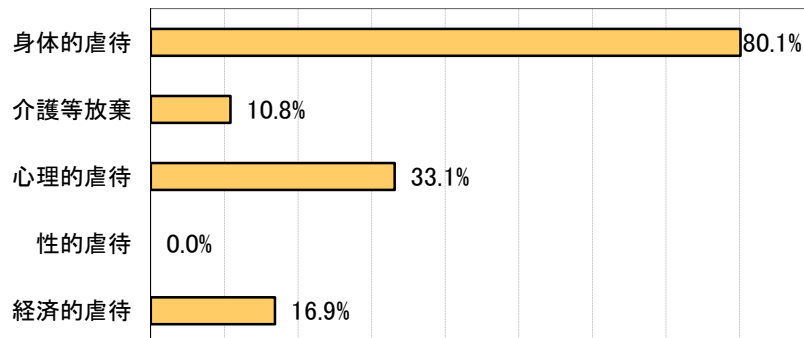
①高齢者虐待に関する相談や通報の割合は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が38.5%と最も多く、次いで「警察」(21.7%)、「家族・親族」(9.7%)となっている。

図1 相談・通報者(複数回答)



②虐待の種別については、「身体的虐待」(80.1%)が最も多く、次いで「心理的虐待」(33.1%)、「経済的虐待」(16.9%)、「介護等放棄」(10.8%)の順となっている。

図2 虐待の種別・類型(複数回答)



※注 複数回答のため、合計は100%にならない

- ③被虐待高齢者の性別については、「女性」が 83.1%となっている。
 年齢構成割合については、75 歳以上が 73. 5%となっている。

図3 被虐待高齢者の性別

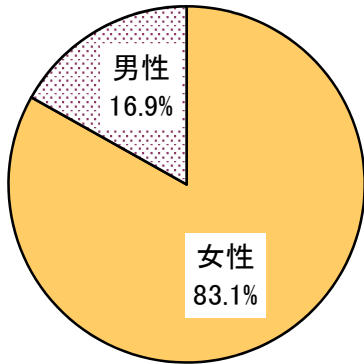
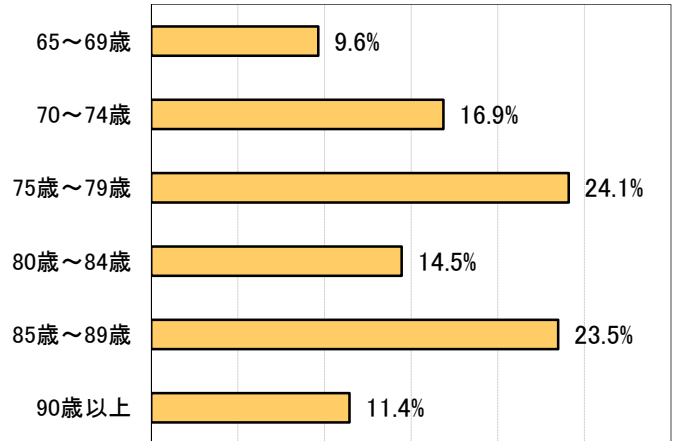


図4 被虐待者の年齢



- ④被虐待高齢者の 64.5%は介護保険の認定を受けている。その中で「要介護 1」(33.7%)が最も多く、次いで「要介護 2」(22.4%)、「要介護 3」(14.0%)の順となっている。

図5 被虐待高齢者の要介護認定

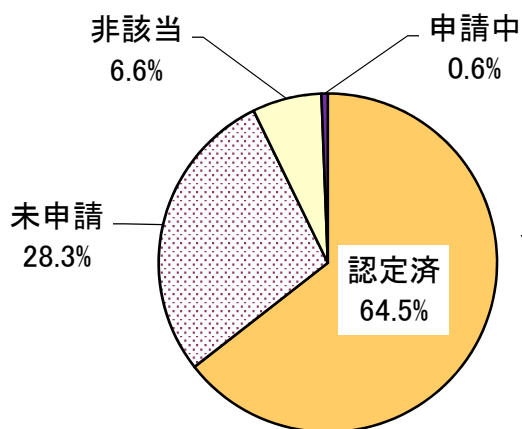
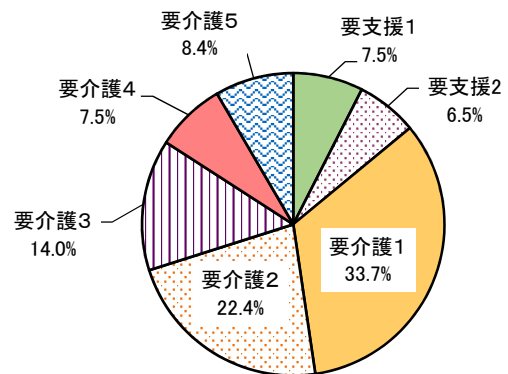


図6 要介護認定者の要介護状況



- ⑤虐待者との同居・別居の状況については、被虐待高齢者の89.1%は虐待者と同居しており、そのうち虐待者とのみ同居している被虐待高齢者は、55.4%である。
虐待者としては「息子」(39.6%)が最も多く、次いで「夫」(24.9%)、「娘」(14.8%)の順となっている。

図7 同居の有無

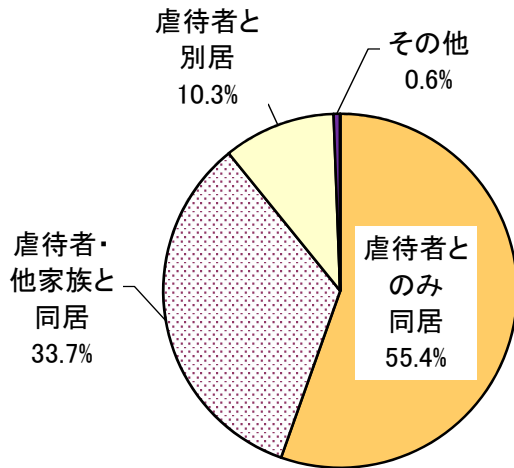
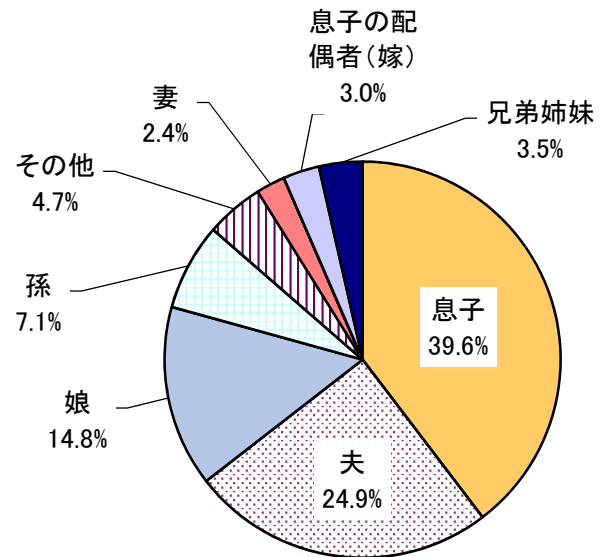


図8 虐待者の続柄



- ⑥虐待者と被虐待高齢者への対応について、「分離した」のは28.8%、「分離しなかった」のは54.3%であり、関係者が双方を支援しながら自宅での生活を続けている。

図9 虐待への対応状況

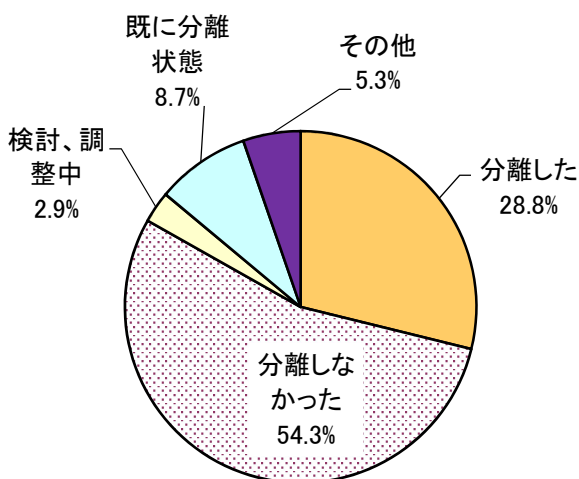


図10 分離を行った場合の対応内容

